

湊川短期大学における公的研究費の適正管理に  
関する相談窓口について

湊川短期大学における公的研究費の管理・監査体制に関する規程第11条に規定する相談窓口は次のとおりです。

【相談窓口】

窓 口	
担 当	Eメール
短大事務室	<u><a href="mailto:c-syomu@minatogawa.ac.jp">c-syomu@minatogawa.ac.jp</a></u>

【事 項】

- \* 競争的資金等申請関係
- \* 競争的資金等予算管理関係（予算執行状況）
- \* 競争的資金等使用関係（使用手続及び使用ルール）
- \* 上記以外公的研究費の事務処理手続に関すること